

食品安全委員会食品健康影響評価技術研究の評価に関する指針 (平成23年2月7日 調査・研究企画調整会議決定)

(最終改正：平成25年4月1日)

第1 趣旨

この指針は、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成24年12月6日内閣総理大臣決定)を踏まえ、食品安全基本法(平成15年法律第48号)第23条第1項第6号に規定する科学的研究として食品安全委員会(以下「委員会」という。)が行う食品健康影響評価技術研究(以下「研究」という。)について、その効果的かつ効率的な実施のために必要な事項を定めるものとする。

第2 評価の実施時期並びに評価項目及び評価基準

1 評価の実施時期

研究の対象課題の案の選定時における事前評価及び研究終了時における事後評価を実施するほか、2年以上の実施期間を要する研究課題については、1年ごとに中間評価を実施する。

なお、優れた研究の成果が期待され、かつ、研究の発展が見込まれる研究課題については、途切れることなく研究を継続することができるよう、評価の実施時期に配慮する。

2 評価項目及び評価基準

評価項目及び評価基準は、別添に定めるとおりとする。

第3 評価の実施に当たっての留意事項

1 研究の対象課題の案の選定時における事前評価

研究の効果的かつ効率的な推進を図るため、研究の対象課題の案の選定時における事前評価に当たっては、研究担当者間の役割分担、研究の実施体制及び責任体制の明確さ、各研究担当者へのエフォート(研究専従率)等を考慮する。

2 評価の透明性の確保

調査・研究企画会議は、評価の透明性を確保するため、必要に応じ、評価者と研究の実施主体との間で意見の交換を行う機会を設けるとともに、評価結果及びその理由を幅広く公表するよう努める。

3 評価の客観性の確保

調査・研究企画会議は、評価の客観性を確保するため、評価の実施に当たっては、研究の効果を定量的に把握することができる評価手法を活用

するよう努める。定量的な評価が困難である場合であっても、客観的な情報やデータ等に基づき評価を実施するよう努める。

4 評価の公正性の確保

調査・研究企画会議の構成員は、自らが現に所属している部署（直接に監督又は管理の権限が及ぶ範囲、例えば、研究所長であれば研究所、大学学部長であれば学部、大学教授であれば当該教授の所属する講座等をいう。）に所属する研究者が主任研究者（「食品安全委員会食品健康影響評価技術研究実施要領」（平成17年5月18日食品安全委員会事務局長決定。以下「実施要領」という。）第3の1の（1）に規定する主任研究者をいう。以下同じ。）又は主任研究者に相当する者（実施要領第3の1の（2）に規定する主任研究者に相当する者をいう。以下同じ。）（以下「主任研究者等」という。）に指定されている研究課題については、評価に参加することができないものとする。

5 評価の実施に当たっての秘密の保持

評価の実施に当たっては、評価者は、個人情報や企業秘密の保護、知的所有権の取得に関する秘密の保持に十分留意する。

6 評価の実施に伴う過重な負担の回避

評価の実施に当たっては、個々の研究の規模に応じた適切な評価手法の活用等により、評価を効率的かつ効果的に行うよう努める。

7 評価対象書類

第2の1の中間評価又は事後評価の書類による審査に当たっては、実施要領第4の1に基づき提出された実施要領別記様式第1号の1及び第1号の2を審査対象とする。

8 評価票の作成

第2の研究の対象課題の案の選定時における事前評価、中間評価又は事後評価の実施に当たっては、それぞれ、書類審査又はヒアリング審査ごとに、別紙1、別紙2又は別紙3の評価票を作成する。

附 則

この決定は、平成25年4月1日から施行する。

別添 評価項目及び評価基準（第2の2関係）

別表1（事前評価）

評価項目		評価基準
I	研究の必要性	<p>研究領域の趣旨に沿った研究内容となっているか評価する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 食品健康影響評価に関する研究であること 2 研究内容の科学的、技術的意義について 3 関連する研究の実施状況を踏まえ、独創性、新規性等について
II	研究の妥当性	<p>以下の点に関する研究体制及び研究計画、研究遂行の妥当性について評価する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 研究の体制（主任研究者、分担研究者の役割分担） 2 主任研究者等の既往の成果、能力 3 研究の計画、方法 4 研究の実施期間における遂行の可能性 5 費用対効果
III	期待される研究成果の有用性	<p>期待される研究成果の活用性とその有用性について評価する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 既往の成果、研究手法等を勘案し、研究目標の実施期間内における達成可能性について 2 食品健康影響評価への貢献等の可能性について 3 研究の成果の発展可能性について

別表2（中間評価）

評価項目		評価基準
I	研究の妥当性	<p>以下の点に関する評価時点における妥当性、今後の研究体制及び研究計画の妥当性について評価する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 研究の体制（主任研究者、分担研究者の役割分担） 2 研究の計画、方法 3 研究の実施期間における遂行可能性 4 費用対効果
II	期待される研究成果の有用性	<p>評価時までの目標の達成度及び期待される研究成果の活用性とその有用性について評価する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 研究目標の実施期間内における達成の可能性について 2 食品健康影響評価への貢献等の可能性について 3 評価時までの論文（投稿中のものを含む）、特許（申請中のものを含む）、学会発表等の研究の成果について

別表3 (事後評価)

評価項目		評価基準
I	研究の妥当性	<p>以下の点に関する研究終了時までの研究計画（事前・中間評価での指摘事項が適確に反映されたかを含む）の妥当性について評価する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 研究の体制（主任研究者、分担研究者の役割分担） 2 研究の計画、方法 3 研究の実施期間 4 費用対効果
II	研究目標の達成度	<p>研究目標の達成度について評価する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 研究開始時までの成果と実施した研究手法を勘案し、当初設定した研究目標の達成度について 2 論文（投稿中のものを含む）、特許（申請中のものを含む）、学会発表等の研究の成果について
III	研究成果の有用性	<p>食品安全分野における研究成果の活用性とその有用性について評価する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 食品健康影響評価への貢献等について 2 科学的、社会・経済的意義について 3 今後の研究の発展性について

評 価 票 (書類審査 ・ ヒアリング審査)

調査・研究企画会議 構成員名

研究課題名				
主任研究者名				
評価項目		配点	評点	コメント (*書類審査の際は、コメント記入は不要。)
I	研究の必要性	5		
II	研究の妥当性	5		
III	期待される研究成果の有用性	10		
総合評点 (20点満点) (I + II + III)				
総合コメント				

※ I・II・IIIの各評価項目の評点は、それぞれ5点、5点、10点を満点とします。また、総合評点は各評価項目の合計点を記入してください。

- 注) ア 評点欄には、別表1に従って各項目の配点を満点とした場合の評点を記入する。
 イ ヒアリング審査の際に、各コメント欄に、評価項目ごとに研究課題の優れている点、問題点等について具体的に記入する。また、各項目について最高点(それぞれ5点、5点、10点)又は最低点(1点)を記入した際は、その理由を記述する。
 ウ 総合コメント欄には、ヒアリング審査の際には、全体の評価を記入する。書類審査の際には、ヒアリング審査の可否についてのみを記述する。

評 価 票 (書類審査・ヒアリング審査)

調査・研究企画会議 構成員名

研究課題名				
主任研究者名				
評価項目		配点	評点	備 考
I	研究の妥当性	5		
II	研究目標の達成度	5		
III	研究成果の有用性	10		
総合評点 (20点満点) (I + II + III)				
総合コメント				

※ I・II・IIIの各評価項目の評点は、それぞれ5点、5点、10点を満点とします。また、総合評点は各評価項目の合計点を記入してください。

注) ア 評点欄は、別表3に従って各項目の配点を満点とした場合の評点を記入する。

評価項目 I・II・IIIの評価基準は以下のとおり

(評価項目 I 及び II) (評価項目 III)

5点	9-10点	優れている
4点	7-8点	やや優れている
3点	5-6点	普通
2点	3-4点	やや劣っている
1点	1-2点	劣っている

イ 総合コメント欄には、研究課題全体の評価(特に、食品健康影響評価へどのような貢献ができるか)を具体的に記述する。各項目についてコメントがある場合には、備考欄に記述する。また、各項目について最高点(それぞれ5点、5点、10点)又は最低点(1点)を記入した際は、その理由を備考欄に記述する。